

# 法務委員会

平成18年4月25日(火)

- 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第49号)(先議)
- 犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律案(閣法第50号)(先議)

## ・参考人からの意見聴取

参考人	所要	時間
中央大学法科大学院・法学部教授 椎橋 隆幸君	15分	10:00～10:15
弁護士 宇都宮 健児君	15分	10:15～10:30
日本女子大学家政学部助教授 細川 幸一君	15分	10:30～10:45

## ・参考人に対する質疑

質疑者	会派	質疑時間	時間
谷川秀善君	自民	15分	10:45～11:00
尾立源幸君	民主	15分	11:00～11:15
木庭健太郎君	公明	15分	11:15～11:30
仁比聰平君	共産	15分	11:30～11:45
亀井郁夫君	国日	15分	11:45～12:00

## 悪質商法等による不当利益の剥奪および被害救済制度について

日本女子大学 細川幸一

### 1. 刑事法規分野における方策

- 組織犯罪処罰法における追徴・没収した犯罪収益を被害者救済に利用できるようにする（今回の改正）。
- 付帯私訴制度の導入。
- 刑罰としての「損害賠償命令」の創設。
- 刑事裁判記録を情報公開法の対象情報とする。あるいは民事裁判上の文書提出義務の対象文書とする（参考：米国 *amicus curiae*（「裁判所の友」））。

### 2. 行政法規分野における方策

- カルテルに対する独禁法上の課徴金制度を「不公正な取引方法」、景表法違反行為等に対しても導入する（2005年4月より証券取引法違反に対する課徴金制度創設）。さらに、現行法では金銭は国庫に入ってしまうので、被害者の救済に利用できるようとする。
- 主務大臣の行政処分（命令）に不当利益吐き出し、損害賠償命令等を含める（参考：米国SECが行う「不当利益吐き出し命令」（disgorgement）。
- 行政（主務大臣）が管轄する法律の違反者に対して、被害者に代わって民事損害賠償請求できる制度を導入する（別紙記事参照：米国FTC、州司法長官等が行う「父権訴訟」）。
- 秩序罰（非刑事の行政罰）としての「過料」を関連法に導入する（例：千代田区禁煙条例による路上喫煙者に対する「過料」処分）。

その際、一定額ではなく、違法行為一回あたりの金額を定め、総額が不当利益吐き出し効果を生むようにすることが考えられる（例：米国の civil penalty（「民事制裁金」、あるいは「民事罰」とも訳される））。

さらに「過料」で得た金銭を国庫に入れのではなく、被害者救済に利用できるようにする（例：米国証券取引規制法「サーベンス・オクスリー法」における civil penalty の被害救済への活用）。

### 3. 民事法規分野における方策

- 懲罰的賠償あるいは重疊賠償（2倍・3倍賠償）制度を導入する。
- クラスアクション制度を導入する。
- 消費者団体による団体訴訟において、差止め請求に加え、損害賠償請求ができるようとする（衆議院内閣委員会で消費者団体訴訟制度を審議中）。

### 4. 自主規制分野における方策

- 業界団体が、会員企業が違法行為を行ったときの過怠金制度を定める（例：日本商品先物取引協会の定款では「一億円以下の過怠金賦課」を定める。しかし、被害者救済には利用せず）。
- 違法行為を行った事業者が「消費者支援基金」に対して寄付をする（現在、同組織あり。今後、消費者団体が団体訴訟権行使する際の資金を提供する予定）。

幸一 細川 こういち  
はそかわ

国民生活センター調査室長補佐

# 私の視点

是正させるために差し止め命令や事業者名の公表、罰則といった制裁を行う。だが、事業者から不当に得た利益を吐き出させる権限ま

でない。また、ある消費者が裁判に訴え、賠償金を得たとしても、裁判所は訴えを起こさなかつた多くの消費者への賠償金の支払いや命令を出せないため、事業者はやり得のままだ。行政が甘いからである。違法行為があれば、行政はそれを思はせるために差し止め

悪徳商法がはびこつてい

る。不正行為に対する制裁が甘いからである。違法行為があれば、行政はそれを

簡単には会社名を変えていた

米国は「規制緩和が進んだ自由競争の国」「消費者自立の國」のイメージがあるが、公益のために必要な

しかし、立証責任は重く簡単ではない。また、ある消費者が裁判に訴えを起こさなかつた多くの消費者への賠償金の支払いや命令を出せないため、事業者はやり得のままだ。行政が甘いからである。また、行政だけが動るのは当たり前といふ思想が基になつていて、

米国は「規制緩和が進んだ自由競争の国」「消費者自立の國」のイメージがあるが、公益のために必要な

けではない。国民生活審議会は、消費者団体に消費者に不利な契約内容などを是正させるための訴権を

分けではない。裁判所の裁量で、賠償金を消費者団体など消費

者に分配する権利を与えるのも検討してよからぬ。

予想される反論は、大勢

では、民事裁判の権限を強化し、排除命令の

内容に消費者への損害賠償を含めることを検討すべきである。また、行政だけが活動するには当たり前の

思想が基になつていて、

米国は「規制緩和が進んだ自由競争の国」「消費者自立の國」のイメージがあるが、公益のために必要な

けではない。裁判所の裁量で、賠償金を消費者団体など消費

者に分配する権利を与えるのも検討してよからぬ。

@asahi.com 二重投

一方、消費者には、民法あるいは消費者契約法といふ民事ルールを活用して司法の場で自らの被害を回復する道が開かれてくる。

行政が違法行為の差し止めを行い、消費者に代わって民事裁判を起こして賠償金を取り立てる「父権訴訟」を行ふ権限をも与えて

新たな悪徳商法をする事業者にとって、日本はあるに天國である。

これに対し、米国の消費者法は、消費者個人の損害賠償請求権を認めるとともに、行政が違法行為の差し止めを行い、消費者に代わって民事裁判を起こして賠償金を取り立てる「父権訴訟」を行ふ権限をも与えて

政府介入は容赦なく行つて、善意の市民を守り、違法行為のやり得は認めない

者に代わって損害賠償請求権を認めるとともに、行政が違法行為の差し止めを行い、消費者に代わって民事裁判を起こして賠償金を取り立てる「父権訴訟」を行ふ権限をも与えて

新たな悪徳商法をする事業者にとって、日本はあるに天國である。

これが対し、米国の消費者法は、消費者個人の損害賠償請求権を認めるとともに、行政が違法行為の差し止めを行い、消費者に代わって民事裁判を起こして賠償金を取り立てる「父権訴訟」を行ふ権限をも与えて

新たな悪徳商法をする事業者にとって、日本はあるに天國である。

これが対し、米国の消費者法は、消費者個人の損害賠償請求権を認めるとともに、行政が違法行為の差し止めを行い、消費者に代わって民事裁判を起こして賠償金を取り立てる「父権訴訟」を行ふ権限をも与えて

新たな悪徳商法をする事業者にとって、日本はあるに天國である。

これが対し、米国の消費者法は、消費者個人の損害賠償請求権を認めるとともに、行政が違法行為の差し止めを行い、消費者に代わって民事裁判を起こして賠償金を取り立てる「父権訴訟」を行ふ権限をも与えて

## ◆悪徳商法防止「父権訴訟」を導入しては

そのための知恵をひける努力を惜しまんではない。

分配手続きが煩雑とか、

悪質な消費者が不正に利益を得る可能性があるといつた理由をつけて反対するの

方、悪徳商法が政府の正面介入により排除され、消費者が安心して商品やサービスを購入できる市場はなり得る。また、一人ひとりの被害額が少なく、分配にあまり意味がない場合、裁判所の裁量で、賠償金を消費者団体など消費者啓発活動に使うことを認めることができる。

「父権訴訟」は、決して

意見◎news project

日本イニシアチブ、鹿児島市長選挙でアントン・ムーンの勝利

「ヤスカミン」の新曲

「お母さん」の歌詞

### 3 クレジット会社と利息制限法

「上限金利を超える利息に対するクレジット会社の対応実例をもとに」

#### 1 クレジットカード会社の対応

日本女子大学家政学部助教授 細川 幸一

- (1) 対応の実例
- 利息制限法は、金銭消費貸借上の利息の民事ルールとして定められ、利息が以下の利率により計算された金額を超えるときは、その超過分につき無効とする(第1条)。
- 元本が一〇万円未満の場合  
年二割  
元本が一〇万円以上二〇〇万円未満の場合  
年一割八分  
元本が一〇〇万円以上二〇〇万円未満の場合  
年一割五分
- ただし、同条第二項は、「債務者は、前項の超過部分を任意に支払ったときは、同項の規定にかかる

持つている。それにもかかわらず、キャッシングサービスを拒否する根拠は何なのか? 同規約にはその根拠となるような文章は見当たらない。

◎私は、利息制限法の利息の最高限を超える利率の表示が会員規約等にあるとしても、当然に超過部分は無効であると思っており、御社も、同法律を周知しているのだから、超過部分は、同法第一条二項に該当する場合以外は、当然無効であり、それを十分承知の上で会員規約を作成し、消費者に提示しているはずである。法的に認められた当然の権利を行使する一般消費者をその行使を理由に排除する根拠を示していただきたい。

これに対して、同社は以下のようないい回答をした。

◎【会員規約】第三一条で、弊社より利用を認められた会員は、「キャッシングサービス」を受けられることができる、と規定している。弊社は、弊社が公表している利率は任意に支払う意思のないことを伝え、請求金額の減額を要求したが、①刑事規定である出資法に違反していないこと、②約款等で利

用サービス」の利用を認めており、これと異なる条件での「キャッシングサービス」の利用は認められない。あなたは、弊社の公表する利率条件での利息の支払いを明確に拒絶しているので、今後新たな「キャッシングサービス」の利用は認めない。

◎銀行等、他業界にはより低金利の商品を販売している所があるので、低利での借入を希望しながらそちらを利用してもいい。そして、キャッシングサービスは一方的に停止された。

B社の場合

海外で一万四千七七円(外貨を円換算)をキャッシングしたところ、同社より二七・八%の金利で計算した利息(四五日間分四八九円)での請求書が届く。

これに対して、同社に電話で利息制限法の上限金利を越える利息は任意に支払う意思のないことを伝え、請求金額の減額を要求したが、①刑事規定である出資法に違反していないこと、②約款等で利

られる。

今回、私は、クレジット会社三社のキャッシングサービスを利用したところ、年二七・八%という利息制限法による民事契約上の有効金利をはるかに超える金利で利息が請求されたため、両社と交渉を重ねた。そこでその経過を報告する。

A社の場合  
海外で二万八千七七円(外貨を円換算)をキャッシングしたところ、同社より二七・八%の金利で計算した利息(四二日間分九〇四円)での請求書が届く。

これに対して、私は電話で利息制限法の上限金利を越える利息は任意に支払う意思のないので請求の減額を要求した。

私の要求に対して、同社では自動引き落とし日に引き落とし額の変更ができないため、自動引き落とし日の前日に同社規約に記載のある金利(審賃年利二七・八%)と利息制限法での上限金利(審賃年利二〇・〇%)の差額(一五四円)

率を示しているとの理由で、請求書どおりに私の口座から引き落とすとの通告があつた。

そこで、私は、書面で、これは明らかに利息制限法に違反するものであるから、利息制限法を遵守し、自動引き落とし日には同法の最高限度内の利率で利息を計算し直した金額で引き落とすことを求めた。

これに対して、同社より以下の内容の書面が口座の引き落とし日付けで届いた。

◎キャッシングサービスについては、出資法に定める上限利率(第五条(高金利の处罚)に定める二九・二%)以内の二七・八%と設定している。指摘のところ、本利率設定は利息制限法の上限利率である一八・〇%(筆者注: 本件の場合は元本一〇万円未満であるので、同法の上限金利は二〇・〇%)を超過しているが、同法第一条(利息の最高限)第二項においては、「超過部分を任意に支払ったときは、(中略)その返還を請求することができない」と規定し

ている。また、当社は「任意に」支払われる場合を規定している貸金業規制法第57条(任意に支払った場合のみなし弁済)に則った業務を行っている。

◎キャッシングサービスについては、カード入会時にあらかじめ利用の契約をする包括型の契約となつており、利率や支払い方法等の内容について、は、カード入会契約時およびカード発行時に案内している。すなわち、キャッシングサービスは、利用にあたり事前にその契約内容に消費者が承認しているものとして、提供しているサービスである。

そして、四八九円については、口座引き落とし額の変更が時間的にできなかつたとの理由で、自動引き落とし日の前日に同社より同額の振込みがあつた。しかしながら、翌月、すなわち、この回答を私が手にした後、再度利息の全額四六円を引き落とすと同書面で通知された。

すなわち、同社では、四六円の利息について利息制限法の限度額

(九〇四円一六五〇円)をカード代金支払い口座に入金してきた。ただし、同社の会員規約にある「キャッシングサービス利用代金の支払い方法」及び「マネーサービスの手数料」につき私が承諾していないといふ理由で、今後のキャッシングサービスの取引を停止するため、キャッシングサービス限度額を「〇万円」にすると通告があった。

同社がキャッシングサービスを一方的に停止したことに関し、私は同社に書面で以下のように述べた。

◎会員規約三条 「キャッシングサービスの利用代金の支払い方法ならびに▲マネーサービスの手数料について▼に私が承諾していないことを理由にキャッシングサービス限度額を「〇万円」にするとこのみ払う意思はないと言つた。ただ、規約を遵守し、かつ法定の通告を受けたが、私は利息制限法で無効としている超過分についてのみ払う意思はないと言つただけで、規約を遵守し、かつ法定的に有効な利率で計算した利息についてははすみやかに支払う意思を

とそれを超える利息という論議を避け、とりあえず全利息の引き落としを停止、私の文書の提出後、それを再度引き落とすと通知してきた」ととなる。

この通知に対して、私は、再度、利息制限法で定める最高限を超える金利により計算した利息については無効であるため、任意にそれを支払う意思はないことを通知し、あわせて、それにもかかわらず引き落としを強行した場合は、財产权の不当な侵害と考えることを通知した。

これに対して、再度同社から書面で以下の通知があった。

◎ キャッシングサービスは、カードの契約にあたり、利率や支払い方法等について承認を得た上で利用してもらうサービスであるが、私が事前にそれを理解していないかったものと思われるから、特別な対応として四八九円は請求しない。

◎ しかし、四八九円については請求権を放棄したものではなく、私の理解を得た段階で改めて請求する。

## 2 クレジット会社の対応の問題点

弁護士・一橋大学法学部非常勤講師

齋藤雅弘

## (1) 事前合意とみなし弁済

本件におけるクレジット会社の主張は、クレジットカードの会員規約に規定している利率の利息を任意に支払うことと条件にキャッシングサービスを提供することになっているのである。このようなクレジット会社の主張では、次の二つのが問題となっている。一つは、法律上請求できない債務を履行しない相手には会員規約に基づく金銭の貸付を行わないということの法律的評価であり、もう一つは、このような主張を貫くことによって利息制限法や資金業法四三条のみならず弁済規定による金利規制を潜脱しようとする営業活動の当否の問題である。言い換える

と、それを超える利息という論議を避け、とりあえず全利息の引き落としを停止、私の文書の提出後、それを再度引き落とすと通知してきた」ととなる。

この通知に対して、私は、再度、利息制限法で定める最高限を超える金利により計算した利息については無効であるため、任意にそれを支払う意思はないことを通知し、あわせて、それにもかかわらず引き落としを強行した場合は、財产权の不当な侵害と考えることを通知した。

これに対して、再度同社から書面で以下の通知があった。

◎ キャッシングサービスは、カードの契約にあたり、利率や支払い方法等について承認を得た上で利用してもらうサービスであるが、私が事前にそれを理解していないかったものと思われるから、特別な対応として四八九円は請求しない。

◎ しかし、四八九円については請求権を放棄したものではなく、私の理解を得た段階で改めて請求する。

◎ 解約届の提出がなく、今後、意思がない場合は、融資枠を解除するので、同届を提出するように求められた。また、以下の通知もあった。

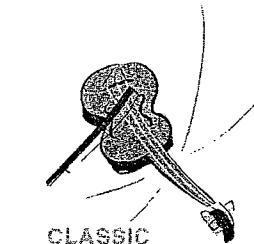
◎ 同届に対する私の書面で、「キャッシングサービス」を私が利用した場合は、サービス内容を私が承諾したものとみなし、規定どおりの利息を請求するとともに、今回の利息四九円も改めて請求する。

同届に対する私は書面で、以下のように通知した。

◎ 私は、特別な対応を求めていなかった。私は利息制限法で無効としている超過分についてのみ支払う意思はないと言っているだけで、当然、民事契約上有効な利率で計算した利息についてはお支払いする意思を持っている。ここに利息制限法で定められている上限金利による利息三五一円を交付する。

A社では、利息制限法の上限金利を越える金利での利息の返還には応じたが、その後のキャッシングサービスの利用を一方的に停止し、約款で示した金利以外の条件での契約は認めず、約款に準拠できない消費者は他社に行けとの態度である。

B社は最後まで、利息制限法上の有効利息と無効利息という議論を避け、私が約款を理解していないかつたとの理由で、利息すべての請求



CLASSIC

したがって、同条に定める要件を合意をもつて緩和することは許されない。また、資金業法四三条は、債務者が利息を任意に「支払った」場合の例外を定めるものであり、任意性の要件は利息の支払いの時点で存在していなければならず、また、その時点における態様によって任意性の有無を判断すべきものである。したがって、将来「支払う」場合を想定して、予め任意性についての合意をしておくことは同条の趣旨に反し、許されない。さらに資金業法四三条のみならず弁済規定期の適用が認められるためには、「任意性」以外の要件（受取証の交付等）が必要であることに変わりはなく、これらの要件の具備について事前合意（つまり受取書を受領しなくてもみなし弁済を有効とする合意）は無効であり、許されない。つまり、資金業法四三条はあくまでも債務者が利息の弁済をするその時点で同条の定めを具備しているかどうかで判断されるのである。

しかし、資金業法四三条のみならず弁済規定は、利息制限法の例外を定めたものであり、利息制限法 자체が強行規定である以上は、み

さらに、融資サービスについての冊子及び「キャッシングサービス／カード・ローン解約届」が送付され、同社規定の利息の支払い意思がない場合は、融資枠を解除するので、同届を提出するように求められた。また、以下の通知もあった。

◎ 利息制限法の利息の最高限を超える利率の表示が会員規約等にあるとしても、超過部分は、同法第二条項に該当する場合以外は当然無効であると考える。従って、私は同サービスの解約届を出す意はない。また、今後利用する場合にも、超過分を任意に支払う意思はないことを予めここに通知する。

私はこの文書とともに利息制限法上の有効利息で計算した利息三五二円を現金書留で同社社長に送付した。

A社では、利息制限法の上限金利を越える金利での利息の返還には応じたが、その後のキャッシングサービスの利用を一方的に停止し、約款で示した金利以外の条件での契約は認めず、約款に準拠できない消費者は他社に行けとの態度である。

B社は最後まで、利息制限法上の有効利息と無効利息という議論を避け、私が約款を理解していないかつたとの理由で、利息すべての請求

利息の支払いを拒絶した会員については、会員規約で定められていないキャッシングサービスの利用を拒絶する扱いとしている。A社とB社では、多少、この点の対応が異なっている。前者は、キャッシング枠を○にしてことでキャッシング枠を拒絶し、後者は会員が再度キャッシング利用をした場合には、利息制限法超過分も含めて利息を引落によって弁済させるという扱いであるが、いずれにしても会員の不利益をもつて利息制限法超過利息の支払を強要しようと/orする姿勢には変わりない。

このようなクレジット会社の対応は、カード会員との間の会員規約の内容をカード会社の都合で一方的に変更するものであり、カード会員としての有効期限内に、カード会員の同意なくこのような変更が認められる根拠はなく、無効である。

また、仮に、利息制限法超過利息の支払を拒絶したカード会員には、爾後はキャッシングを利用させないこととするという規約が置かれていたとしても、それ自体、

### 3 利息制限法違反の効力

京都産業大学大学院法務研究科教授

坂 東 俊 夕

#### (1) 高金利の法規制と利息制限法の意義

利息制限法一条は、元本額に対応して制限金利を定め、その利率を超える部分を無効と規定する。

制限金利は、元本が一〇万円未満

だと年二〇%、一〇万円以上一〇〇万円未満であれば年一八%、一〇〇万円以上では年一五%である

(利息制限法一条一項)。「無効」という意味は、当事者でそれに反する合意をしたとしても、それには法的な効力はないということである。いわゆる「サラ金業者」は、現在、貸金業法三条に関する融資事務ガイドライン(いわゆる「過剰貸付」の判断基準)の融資限度額である五〇万円を貸し付けに際して、二〇数%の金利を約定しているが、その利息制限法制定率を超える部分は「無効」であって、もちろん返済の必要はない

金利よりは低いという「グレーバー

利息の支払いを拒絶した会員については、会員規約で定められていないキャッシングサービスの利用を拒絶する扱いとしている。前者は、キャッシング枠を○にしてことでキャッシング枠を拒絶し、後者は会員が再度キャッシング利用をした場合には、利息制限法超過分も含めて利息を引落によって弁済させるという扱いであるが、いずれにしても会員の不利益をもつて利息制限法超過利息の支払を強要しようと/orする姿勢には変わりない。

この点からも無効と言べきである。なお、クレジット会社は、キャッシングは金銭の貸し付けであるから個別の貸付毎に金銭消費貸借契約が締結されることになり、その都度、どのような会員にどのような貸付をするのか知らないのかは、平等原則に反することである。カード会員と異なる扱いをするのは、この点からも無効と言べきである。

また、自らが違法な行為を行おうとしたことをクレジットカード会員が拒絶したこと理由に、他のカード会員と異なる扱いをするのを相手方が拒絶したことでもって契約条項を不利益に変更することは、違法あるいは無効な行為を相手方に行わしめようとしてこれ

問題がないという反論をするかもしれない。確かに、販売信用における個別取扱いのように、クレジット会社が個別に金銭貸付を行う場合には、そのような議論も分からぬではないが、クレジット会員に対するキャッシングの場合には、

事前合意は無効である以上は、違法あるいは無効な行為を相手方に行わしめようとしてこれ

問題がないという反論をするかもしれない。確かに、販売信用における個別取扱いのように、クレジット会員に対するキャッシングの場合には、そのような議論も分からぬではないが、クレジット会員に対するキャッシングの場合には、

問題がないという反論をするかもしれない。確かに、販売信用における個別取扱いのように、クレジット会員に対するキャッシングの場合には、そのような議論も分からぬではないが、クレジット会員に対するキャッシングの場合には、

とみなす」と規定する無効な金利が有効に変わるという「コベルニクス的理屈」を私は未だに理解できないが、ともかく「有効な債務の弁済」とされたことで、先の最高裁判例法理が空洞化する恐れが出てきた。もつとも、四三条が適用されるためには、詳細な条件がある。貸金業法が債務者の交付することを義務づけている書面とりわけ一七条の契約書面に加えて一八条の受取証書の交付がなされていることが前提になる。また、四三条の「任意」性の認定についても議論が残されており、利息制限法に反する金利であることを認識した上で弁済であることが必要か否かについては、両論あり、結論が明確になつたわけではない。

以上の整理から明らかなるように、利息制限法あるいはその制限金利は、例外的に貸金業法四三条が適用される場合を除いて、民事ルールとしての意義を持ち続けている。今回のケースのように、弁済前に利息制限法所定の金利内の弁済を申し出た場合に、それを拒否する法的な根拠はあり得ない。ましでや、当初の書面に一方的に書き

二〇  
契約

有効とされる利息制限法の規定方法は固定的に過ぎるかもしれない。利息制限法に弱者保護として意図的ではなく、利息制限法による制限金利の立法方法の問題である。

ところが、このシンボジウムでの竹内説あるいは加藤説は、その後、「貸金業法四三条の立法によって利息制限法の適用が排除される」と理解されるところとなる。竹内教授は「貸金業について利息制限法の適用を除外するのが妥当だと考える。その消極的理由は、最高裁判例を維持する説ではもちろん、貸金業法四三条のような考え方でできないが、要是竹内説は立法論としての利息制限法撤廃論であつて、貸金業法の制定によつて利息制限法が適用されないと主張されているわけではない。こうした主張が、意図的あるいは誤解によるものかは別として、その後の貸金業者やクレジット会社の利息制限法による制限金利を認める者からも同様の趣旨の提案もなされている。しかし、それは利息制限法の撤廃という問題ではなく、利息制限法による制限金利の立法方法の問題である。

限法軽視につながつたとすれば、それはこの機会に全面的に改められなければならない。消費者政策は今、コンプライアンスを重視するとともに、その対象として「民事ルールの遵守」が重要とされる時代であることがその理由である。そして、何よりも利息制限法は今でも現行法として、自己破産者二十五万人時代の弱者救済法としての意義を有し続いているのである。なお、誤解が生じないためにあえて付け加えるが、学界の通説は「貸金業法四三条」によつて利息制限法の適用が排除されることはある得ないと考へている。